

千葉県入札監視委員会平成25年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成25年7月29日(月) プラザ菜の花 4階 中会議室「楨」	
委員	小野 理恵(千葉県大学法経学部准教授) ○ 服部 岑生(千葉県大学名誉教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長      ○ 副委員長	
審議対象期間	平成24年10月1日～平成25年3月31日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に16件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に12件(13者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課 契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p><b>制度改善について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 見積期間短縮について。企業に与える期間が短くなり、負担になったということはないか。</li> <li>○ 負担になることのないよう、十分なコミュニケーションを図ってください。</li> <li>○ 現場代理人の常駐義務緩和について。これにより、質の低下があるのではないか。</li> <li>○ 低入札価格調査の計算式の改正について。一般管理費の率を引き上げた理由は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実際に業者は公告の時点から算定を始めていると思う。その後、段階を踏んで入札作業が進んで行くので、負担になるということはないと思います。</li> <li>○ 現場代理人のほか、主任技術者について配置の必要がある。現場代理人と主任技術者を兼務することは可能であったところであり、主任技術者は今までも 2500 万以下の場合には兼務も可能であったので、今回の制度改善により、直接的に質が低下することはないと思います。なお、今後、確認していくことは可能です。</li> <li>○ 国の基準が変わった理由を聞いたところ、国の調査結果によると、業者の算定と概ね 2 割程度の開きがあったということで、「公契連モデル」の改正があり、県もこれに準拠して改正いたしました。</li> </ul>
<p><b>審議事案概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低入札価格調査の説明で、1 件だけ契約になった案件がありますが、この経緯を教えてくださいいただけますか。1 者だけだったからというのも理由でしょうか。</li> <li>○ 今回の案件では、最初の 3 件で「1 者入札 OK」という記載がありますが、どのような条件で、1 者で OK なのでしょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1 者だったから契約したということではなく、決められた調査をした結果、下請いじめ等がない、この価格で適正に業務を遂行できると判断したものです。</li> <li>○ 1 億円以上の入札の場合、工事の工程等などの問題によるほか、工事を遂行するために必要な場合に、公告文に「1 者入札 OK」と記載した上で、OK にしている場合があります。</li> </ul>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ (そういった制度の問題ではなく)そもそも「資格を有する者が1者だった場合に入札を取り止める」という考え方がよくわからない。どういう考えのもとに「認めない」とするのか。どういう考えのもとに、「入札取り止め」とするのか、そこをどう考えるのか伺いたい。</p> <p>○ 何名入札に参加するのかを事前に公表していないので、参加者は「他の参加者がいる」と想定した上で見積もりをして札を入れている。それは競争性が担保されているということではないか。</p> <p>○ 指名停止について。契約辞退したことによるものが3件あるが、入札を辞退すればいいわけで、入札を辞退できないようなペナルティ等があるのか。</p>	<p>○ 通常、地域要件その他を設定して、20者以上が応募できる条件で参加者を募集しています。競争性を高めるという意味で、1者を認めていません。</p> <p>なお、1億円以上で1者を認める場合は、地域要件を設けない形で募集をするので、競争性が保たれているだろうとして1者入札を認めています。</p> <p>○ 委員のおっしゃることもわかりますが、条件付きで参加者を募集するということで制限を掛けているので、(1者を認めて)競争性が低くなるようなことにならないように、このような制度にしたと理解しています。</p> <p>○ 辞退に対するペナルティはありません。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【豊砂地区道路整備工事（都計道3・1・1                  21号線舗装工事）】</b></p> <p>○ 入札の参加者数が2者と少ないようですが、舗装であれば、結構いると思うのですが、理由は。</p> <p>○ 他の舗装工事も同じような状況か。</p> <p>○ 指名であれば、札が入っているということですか？</p> <p>○ 低入札価格調査の処理を求めたところ、報告書に代わる書類が出ているが、どんな書類を求めているのか。調査項目が多すぎて出すのが大変だから、この安い金額では合わないと、業者に過度の負担をかけていたりしないか。</p> <p>○ 技術評価点が高く金額が安いというなら、「この業者がやるのが妥当ではないか」「なぜ取らないのか」というのが、一般的な感覚だと思います。書類を出せない理由があるかもしれないのに、それを無視して失格にするのはどうか。例年、ほとんど通っていないと思うので、なぜ出せないのか調査をすべきではないかと思います。</p>	<p>○ 県内、県外合わせて123者が対象というのを確認して発注したのですが、1月公告で3月入札という時期的なもので、技術者の配置ができなかったということが推測されます。ほぼ同時期に同規模の案件を2件発注しておりますが、どちらも2者の参加となっております。</p> <p>○ 舗装工事というのは、通常もっと規模が小さく、指名競争入札がほとんどです。この案件は、幕張新都心の開発で大きなものですが、5、6件程度だと思います。</p> <p>○ そのとおりです。</p> <p>○ 2号から21号様式まであり、主に積算をどう行ったとか、工事の体制等についての内容を求めています。札入れのために当然積算をしているし、技術者の配置も予定しているので、書類の数は多いですが、事前に用意しているものが多いと思うので、それほど大変なことだとは思いません。</p> <p>○ 金額だけ見れば、（差は）300万程度なので、書類さえ出せば通るのではないかと思います。特に舗装工事であれば、書類を出すのもそう難しくはないと思います。他県に比べると、確かに通る確率は低いと思います。ほとんど通している県もあります。他県の状況にしても、書類等を比較する中で見えてくる部分はあると思います。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【柏井浄水場東側次亜塩注入棟建築工事】</b></p> <p>○ 落札業者以外は、施工計画の点数が入らなかった理由はなんですか。標準仕様書を超える項目について加点されるということは、公開されているのですか？</p> <p>○ 評価基準の書き方があいまいで、わかりにくいのではないのでしょうか。「工夫したものを加点対象にする」とか、書き方の工夫によって、応札者の工夫ができるような仕組みができないか、と思います。</p> <p>○ 7者のうち3者が辞退されているわけですが、参加申請して辞退した理由は何だったのか。</p> <p>○ 辞退理由はチェックしているのでしょうか。辞退することにペナルティがないことから、かえって安易に辞退する人が出て入札を妨害しているのではないかと危惧するのですが。辞退理由をきちんと把握して、場合によってはペナルティを新たに考えるべきではないかと思います。</p> <p>○ 予定価格を超過していますが、予定価格の1割以上も超過した金額で入札している業者がいますが、今回は特殊事情などがあるのでしょうか。</p>	<p>○ 4項目を挙げていたのですが、当該業者は2項目で加点があり、他の業者は加点項目がありませんでした。資料にあるように「優れているものを加点する」としていません。</p> <p>○ 1月の応募時期には手が空いていた技術者が、入札時期にはすでに別工事の技術者として張り付いていたため辞退したのではないかと考えています。</p> <p>○ 特殊事情は特にないだろうと思います。契約に至ったものが委員会の審議対象とされていますが、入札参加申込みのなかった案件や、申込みはあったが入札辞退により1者だけの参加で中止になったものがあります。個別に調査はしていませんが、価格の高騰や人手不足等の理由により、実勢価格と積算体系との開きがあるなどの理由ではないかと考えています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 積算体系との開きなど役所側に原因があつて辞退する場合などあるわけで、ペナルティを課すためだけでなく、辞退理由については普通に聞けるのではないのでしょうか。</p> <p>○ アンケート等をして、回答業者に総合評価の加点をするなど、もう少し何か工夫のしようがあるのではないかと思います。</p> <p>○ 地方自治法施行令第167条の4の入札妨害に当たるのではないかと考えます。判断は難しいと思いますが、もう少し真摯に取り組んで欲しいです。</p>	<p>○ なかなか個別に聞いて回ることはできませんが、建設業協会と意見交換の場など設けておりますし、匿名でなど理由については確認していければと思います。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 一般競争入札</b>  <b>【篠本新井 排水路護岸工事（新井）】</b></p> <p>○ 4件の工事を発注されているようですが、談合情報があったのは、本件のみでしょうか。</p> <p>○ 指名競争入札で指名した業者と一般競争入札に応募した業者との関係性について、教えていただきたい。重複しているかどうかとか。</p> <p>○ 一般競争入札に移行をして、それなりの数の応募があり辞退者もない中で、一定の効果はあったと思われませんか。</p> <p>○ 実際はかなり具体的な情報があって、その業者がまた入札に参加して来るというのはどうなのでしょう。刑事罰を科すわけではないのだから、疑わしい人たちには参加を控えていただく、排除する、という制度を作ることを考えてもらったかどうかと思うのですが。</p> <p>○ ペナルティを課すというのは難しいと思います。ですが、このような状況であれば、隣の管内の業者を参加要件にするとか、範囲を広げることによって談合をしにくくするなどして、談合をしたと思われる業者に自分たちの置かれている立場を自覚する機会を与えるという方法もあるのではないかと。</p>	<p>○ この事業は、稲刈り後の短い期間で工事を終える必要があり、2件ずつ近接工事として、公告を行っております。この4件について、業者名と金額が書かれておりましたので、4件とも指名競争入札を中止し、一般競争入札（事後審査型）で入札を行いました。</p> <p>○ 管内のB等級の業者を12者選定しており、中には、一般競争入札に応札している業者もおります。談合情報どおりの業者がすべて落札しているかということ、決してそういうことにはなっておりません。</p> <p>○ 地域要件を変えることによって、公平性については保たれることになると思いますが、本件については、工事期間が短く、また、ほ場整備という特殊な工事の側面があるので、地域の特性に精通した業者が参加できる地域要件としています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 黒か白かわかるのであれば、公務員として告発する義務があるわけで、刑事事件の問題です。黒だったら裁く、それは刑事事件の発想で警察官の仕事である。でも、公務員は税金をつかっているのだから、もっと公正さに重きをおいた発想をしてもらう必要がある。今のままでは、やり得である。県は、合理的な通報があった時にどうしていくのか考えなければいけない。</p> <p>○ 警察とは違って、行政は行政として、できることをやっていただきたいと思えます。</p>	<p>○ 「調査に値する」「調査対象」となった時には、県警と公取に連絡をしています。</p> <p>また、談合が疑われて入札を中止した場合には、次に参加する業者から誓約書を提出させ、併せて内訳書を提出させて談合の疑いを調べるなどの手段を取っています。</p> <p>内訳書や、公取で談合が認められた場合には、指名停止等のペナルティを科しております。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案4 指名競争入札</b></p> <p><b>【県単橋梁修繕工事（新浜こ線橋補修工）】</b></p> <p>○ 入札結果で「無効」となっているものがあるが、どのようなものか。また、入札辞退者が多いが、その理由は。</p> <p>○ 辞退者が多いのは、ここ最近の傾向ということか。東北の影響もあるのだろうか。</p> <p>○ 橋梁工事が忙しいのはわかるが、今後の発注に向け、辞退理由をきちんと把握し、これからの入札に生かして欲しい。</p> <p>○ 先ほどの水道の工事に比べて、落札率が高い。辞退理由にもあったが、積算が悪いのではないかと。予定価格を見て、諦めてしまっているのではないかと。未入札についても聞いて、情報収集に努めてもらいたい。</p> <p>○ 実態としては、かなりの率で上がっているということか。急激に上がるような場合は、辞退による入札不調もあり得る話なので、真剣に考えないといけない問題だと思います。</p>	<p>○ 「無効」とは、予定価格を超過したものです。また、辞退届が提出されており、「技術者の配置困難」や「入札者側の都合」などとなっています。発注時期（10月）も関係するのではないかと考えています。</p> <p>○ 鋼構造物について、昨年度後期で12件の発注があり、延べ140者を超える指名をしているが、応札者は約40者であり、30パーセント程度であった。補修工事の増加がみられるが、それに対して、施工できる能力を有している業者数が限られているため、辞退者が多くなっています。</p> <p>○ 県の積算単価については、大きく変わる時期としては、4月と10月に改定をしています。直近の単価で積算することになっており、この案件では、直近の10月の単価を使用しています。今は東北の影響もあり、労務単価や資材の高騰があります。また、今のように資材が上がるような時は、積算してから工事が完了するまでの間に価格が変わってしまうものもあります。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b></p> <p><b>【県単河川改良工事（軟弱地盤対策工）】</b></p> <p>○ 施工したところ、こういう問題が起こったから、現在施工中の業者に緊急に随意契約で追加工事させるというのはわかるが、追加工事が発生した要因が明らかでないのが気になります。その責任はどこにあるのか。設計に問題があったのではないか。</p> <p>○ 通常その範囲では、2箇所しか調査しないということですよ。それであれば、設計者に責任があるのではなく、発注者に責任があるということですね。</p> <p>○ こういう問題が起こった時には、その責任の所在をはっきりさせてください。はっきりしないまま、いつでも追加で工事を発注できるというのは良くない。失敗した時のリスクの取り方が良くない。</p> <p>○ 「請負人は完全な工事をする責任がある。」とされているので、基本的にはこれは業者負担。ただ、全部の箇所でボーリングするわけにもいきませんから、そこがきちんとできていればいいので、請負業者が悪いわけではないでしょうから、結局は県負担ということになるのではないかと思います。</p>	<p>○ 設計は、ボーリングを実施して現場の土質条件を確認したうえで行いました。ボーリングは、発注した工事区間の両端（上流部と下流部）の2箇所で行ったものですが、一番悪い位置については、ちょうどそのポイントでは調査をしてはいませんでした。工事を始めてから、工事区間の中間点より下流に軟弱層が広く深く存在していることが判明したものであり、事前に変位を予測することはできませんでした。</p>

別紙

意見・質問	回答
<p>○ 先行工事の工期、契約金額はいくらだったのか。</p> <p>また、先行工事の変更はどこまで、どこからが本件追加工事の内容なのか。別発注としたことにより、先行工事の方で、従前の仕事の内容の一部を減らすというような内容の変更や減額はなかったのか。</p> <p>○ 契約変更するという考え方もあるわけですが、変更で対応できなかったのかどうか。なぜ本件については、変更契約という処理をしないで、追加契約という形で契約したのか、教えてください。</p> <p>○ 随意契約にしては、予定価格に対して安価であるという印象を受けたのですが、何か理由があったのでしょうか。</p>	<p>○ 先行工事の工期は、堤体の変位等があった段階で工期延期した結果、平成24年3月29日から平成24年12月24日までとなり、設計額は8979万6千円でした。追加で矢板の設置が必要になったわけですが、先行工事について、特に工事の内容を変えることはありませんでした。</p> <p>○ 先行工事について、追加で矢板の設置が必要になったわけですが、この事業は交付金事業でありまして、調整作業も行ったのですが、工期の関係等もあり、増額変更する予算を用意することができませんでした。予算を確保することができたのは、先行工事とは別事業の県単河川改良事業でしたので、事業が違いますので不適當であると考え、別契約としました。</p> <p>○ 予定価格に対する契約額の割合は、85、86パーセントくらいでしょうか。安くなった理由については、特に把握していません。契約にあたり業者から見積もりをとっており、予定価格より安い額であったため、その額で契約しました。</p>

## 委員講評

- 今までは、指名をすれば皆応札すると思っていましたが、入札に手を挙げても札を入れない人や辞退する人がいたり、そもそも手も挙げないということに驚かされました。予定価格と金額が合わないということであれば、積算であるとか対策を考えなければいけないのではないかな、と思いました。

また、そもそも入札、開札に至らなかったケースがあると伺いましたので、それはどのような案件なのか、というのを確認するのも、これからの入札制度を考える上での参考資料となると思います。

- 入札、契約の実態というものをもう少し分析して、その結果を次の契約事務にフィードバックさせて欲しいと思いました。「業者側の問題なので踏み込めない」と言わずに、もう少し踏み込んで調べて、入札事務に生かして欲しい。

また、1者入札の可否について、もう少し考えてみていただきたい。「1者入札だから成立しない」というのは、どこまで有効なのか。複数者参加できる条件を設定しているのであれば、実際に1者しか手が挙がらなかったとしても、それがいきなり「いけない」ということにはならないのではないかと懸念されます。

- 低入札価格調査について、20種類の書類を出さなくてはいけないということですが、直接工事費なら直接工事費、一般管理費なら一般管理費と、もう少しピンポイントで絞り込んで調査できないのか。そうすれば業者の負担も減り、こちらの事務量も減るのではないかと。もう少し絞れば良くなるのではないかと。と思いました。

1者入札について、自分は別の考えを持っていて、「公正さ」というのは、「実質的に公正であること」「外から見ても公正らしさが担保されていなければいけない」という二面性があると思います。1者入札の場合、「外から見たら公正さに疑念が抱かれるのでは」と思うので、「どうだろうか」と思います。

- この委員会のあり方は、入札手続きの正当性を議論をする場ではないのじゃないか。手続き自体はすでに確立されたルーチンになっているので、「入札の手続きに入る又は手続きをサポートするシステムを改良するためにどうしたらいいか」についての議論に費やしているのではないかと。実際、その辺りの方法に議論の余地があるのではないかと。と思います。

残念なことに千葉県は、談合とか収賄という記事が多い。実際そういった事件について、職員が関与していることがある。職員の知らないところで、警察や公取が入って調べていて、後でわかったりする。だが、県民から見ると「怪しいことをしているんじゃないか」というイメージがあるのではないかと。それを改良するという意味で、職員の皆さんは周囲を良くする必要があるのではないのでしょうか。それが義務だと思うし、可能性があると思うので、頑張ってくださいと思います。

○ できることはやっていただきたいと思います。たとえば、談合の疑惑が出て来たのであれば、そこに参加していた人ではなくて他の人に替えるというのも、一つの工夫ではないかと。条例を変えないとできないのか、もう少し簡易にできるのかわかりませんが、ぜひやってみていただきたいと思います。

それから、最後の案件のように、説明されただけではわからなくても、質問をすることにより、お金のかけ方やいろいろな因果関係が見えて来たりします。先行工事のあり方、追加工事のあり方にいろいろな問題があるということがわかったような気がします。